

15. (Gno.43) 少年法制の比較法的研究

代表：柳川 重規

2001 年度（開始）

【研究の目的】

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾などの少年法制の比較法的研究

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、研究会メンバーの個人による研究にとどまった。

2025 年度は、研究会の開催と比較法雑誌への成果発表を予定している。